

平成30年6月8日

保護者の皆様へ

四国中央市立三島西中学校長 酒井 学

非常変災時における応急対策について（確認）

日頃から、保護者の皆様には、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、深く感謝しております。

例年台風、大雨の時期にお知らせしております「非常変災時における応急対策」について、確認のため、お知らせします。変更箇所は下線部分です。よく御確認いただき、子どもさんの安全確保に御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断します。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時までに、「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」のどれか一つでも警報が出た場合は、「自宅待機」とします。  
\* 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「警報」が発令されたときを基準とします。
- 3 午前8時までに「警報」が解除されたときは、午前9時より午前中授業(給食なし)を行います。  
・・・「市内放送」
- 4 午前8時の時点で「警報」が継続している場合は、「臨時休業」とします。
- 5 四国中央市に「警報」が発令されているが、台風通過後等によりマニュアルどおりに行わない場合は、午前7時までに決定をし、三島西中ホームページに掲載・保護者連絡用システムのメール配信によりお知らせします。  
「市内放送」をします。  
(例1) 今後天候の回復が見込まれるので、通常どおり授業を行う。  
(例2) 今後天候の回復が見込まれるので、午前9時より授業を行う。  
(例3) 今後天候の回復が見込まれるので、中学校は午後1時より授業を行う。幼稚園・小学校は臨時休業とする。
- 6 生徒が登校した後、台風接近や大雪による「警報」が出た時、またはその「警報」が予想される場合は、早急に集団で帰宅させます。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりします。
- 7 市としての「非常変災時における応急対策」を定めているが、これのみに囚われず、学校において、生徒又は地域の実情に応じた適切な措置をとります。
- 8 「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校します。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡してください。この場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。